

広島市告示第218号
令和8年4月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、原子爆弾被爆者の「在韓受給権者に対する原爆諸手当支給業務」、「在韓葬祭料受給権者に対する葬祭料支給業務」、「在韓未払手当受給権者に対する未払手当支給業務」に係る公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称
大韓赤十字社（事務総長 朴 鍾述）
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
大韓民国江原道原州市革新路50
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月13日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和8年4月1日から